

# 令和6年度から令和8年度米子産業体育館清掃作業基準仕様書

この仕様書は、清掃作業の大要を示すものであり、事項で本書に記載しない事項であっても、甲が現場の実情に応じ、美観又は建物の管理上必要と認めた軽微な作業は、契約金額の範囲内で行うものとする。(本仕様書において委託者を「甲」、受注者を「乙」という。)

## 1 作業概要

作業は、日常清掃、定期清掃、特別清掃及びその他の清掃とする。

## 2 使用材料

本作業に使用する材料は全て品質良好なもので、予め甲の承認を受けたものを使用する。

## 3 作業行程

- (1) 清掃作業の行程は、甲の定める清掃作業基準による。
- (2) 工事等により所定の清掃作業が実施できない場合は甲、乙協議のうえ、他の作業に振り替えるものとする。
- (3) 乙は、作業基準による清掃作業実施計画書を当該月の10日前までに甲に提出するものとする。

## 4 作業に当たって留意すべき事項

作業にあたっては、次の各項に留意する。

- (1) 建物、工作物、器具、備品等に毀損を発見したとき、または損害を与えたときは直ちに甲に報告し、その指示を受ける。
- (2) 甲の業務に支障を与えない。
- (3) 定期清掃、特別清掃は、予め甲と協議して実施日を決定する。
- (4) 塵埃を飛散させない。
- (5) 火気には特に留意し、引火性物質はつとめて使用しない。
- (6) 不衛生な処理をとらない。

## 5 日常清掃及び定期清掃

日常清掃及び定期清掃は、次の各項の作業を行う。

### (1) 塵払い

床、腰板、壁等で、手のとどく範囲は、電気クリーナーまたはハタキを使用し、入念に塵払いをする。

### (2) 床掃除

ア 掃き掃除は、電気クリーナーまたは箒を使用する。

備品類で、容易に移動しうるものは移動して、入念に行う。

イ 縁、甲板の類は掃き掃除後、堅く絞った雑巾で拭く。

ウ プラスチック、アスファルト、モザイク等のタイル、リノリウム、フローリング、テラゾー、人工石研ぎ出し、石張等は掃き掃除後、固くしぼったモップで水拭きする。

エ 木製床については水拭きを行わない。

オ 大体育館のクリーナーによる清掃は、シューズマークの除去等、薬剤を用いて行うものとする。この薬剤については体育館床用ウレタン樹脂に影響を及ぼさないものを使用する。

オ カーペットは電気クリーナー等で掃除後、汚れがあれば石鹼水等で洗う。

### (3) その他

ア 机、カウンター、窓枠、窓台等は、塵払いの後、雑巾拭きを行う。

イ 便所の汚物入れ等は、汚物を所定の場所に捨て、容器の内外を水洗いする。

ウ 便器、洗面器、流し類は、入念に水洗いする。

エ 湯沸かし台、流し等、は実状に応じて水洗いまたは雑巾拭きを行う。

オ 茶殻、タバコの吸殻、紙屑等は所定の場所に捨て容器は水洗いする。

カ 出入口のマット類は、泥、塵を取除き、必要に応じて、水洗いし乾燥後備付ける。

キ 床のワックス清掃については、水拭きモップ等で塵芥を取り除き床に付着している汚れは洗剤で落とし、ワックスを塗布してポリシャー(使用できない部分はブラシ)で磨く。

ク ワックスの使用量は、床面積1,000㎡当り18ℓ 入り1缶をもって塗布する。

ケ 扉、壁およびポール、パネル等手垢の付いた部分は、石鹼水を使用して入念に拭き取る。

コ 出入口の把手、引き手、階段手摺、蝶番の類でみえかがりの金具は、係員の指示により夫々の指定の材料をもって磨きつやだしを行う。

サ 便所の手洗い用石鹼液は、甲の負担により、随時乙が補充すること。トイレトペーパーは、乙の負担により、随時補充すること。

シ 構内に紙屑、空き缶、タバコの吸殻等が散乱していることがないように適宜清掃除去する。

ス 塵芥は、所定の場所に集める。

## 6 特別清掃

特別清掃は、定期清掃仕様のほか、更に次の各項の作業を行う。

(1) 天井、壁、照明器具、ブラインド、スクリーン、時計、配管類等、日常手のとどかない箇所は脚立を使用し、電気クリーナーまたはハタキで塵払いする。

照明器具で取り外しできるものは取り外し、石鹼水で汚れを落とし乾布で拭く。

(2) 外回りサッシは内側から電気クリーナーで、塵芥を取り除く。

(3) 窓ガラスは、両面とも洗剤(スチールおよびサッシに有害となるものは不可)で、汚れを落とし、乾布で磨く。

- (4) 構内の側溝は、年1回、泥土および沈殿物の除去を行う。
- (5) 玄関前庭、植え込み、芝生の除草は、年4回甲の要請する時期に行う。
- (6) 貯水槽清掃については別紙貯水槽清掃作業仕様書のとおりとする。

## 7 その他の清掃

スポーツ大会等において多量のゴミが出た場合、甲の要請により、これを回収処分する。  
なお、これにかかる費用については、契約金額の範囲でこれを行う。

## 別紙

### 貯水槽清掃作業仕様書

- 1 法(水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律)に基づいて建築物の環境衛生維持の状況を確認すると共に、安全かつ衛生的給水を行うために貯水槽清掃作業を行うことを目的とする。
- 2 水槽の清掃に従事するものは常時健康を維持し、腸管系伝染病保菌の有無を確認するため、3ヶ月以内に検査を受けた作業員の診断書の写しを提出する。
- 3 清掃作業の実施にあたっては、必ず入浴等によって全身を清潔に保つ。特に爪等は短く整える。
- 4 前項によって身体を清潔に保った後に下着類、作業服、靴下、作業手袋及び靴に至るまで、水槽清掃専用に清潔に準備された明色のものを着用し、清掃完了まで他の業務及び不潔な場所の出入りを禁ずる。
- 5 清掃に使用する機材は水槽清掃専用とし、常に清潔に管理する。使用にあたっては、水洗い等の方法によって丁寧に洗浄する。
- 6 作業順序は次のとおりとする。
  - イ 槽内の沈殿物質、浮遊物質、壁面等の付着物等について槽内清掃以前に点検し、必要あれば試料を採る。
  - ロ 揚水ポンプ、その他のポンプによって槽内の残水を排水する。
  - ハ 天井、周壁、底部、槽内パイプ、その他用具、布等を用いて清掃する。その際、槽内ライニング、塗装等を傷つけてはならない。
  - ニ 槽内壁、パイプその他を点検する。
  - ホ 槽内を 50~100ppm の次亜塩素酸ナトリウム液で天井、壁面は3回、床面は2回、特に配管その他には注意して吹き付けて消毒する。使用した液は排水し、15分間以上槽内をそのままに止める。
  - ヘ 15分間以上経過した槽内を圧力水によって天井より次第に下部に向かって洗い流し、配管その他には注意して洗浄する。洗浄に使用した水はすべて排水する。
  - ト 前項ホ・ヘの順序によりもう1度繰り返す。
  - チ ト項が終わって30分放置する。その間及びその後は人が槽内に入ることを禁ずる。
  - リ 時間が経過した後に槽に清水を満たし、満水後槽内の水の残留塩素を測定し規定量以上であることを確認する。また漏水の有無を槽外及び槽水面等によって点検する。
  - ヌ 総て満足であることを確認して送水し、送水時に液面制御装置及び揚水ポンプ等の機能を点検する。
  - ル 水槽よりの給水管系末端の水栓を開き、充分放流した後にその水栓における残留塩素を測定し、

規定量以上を示すことを確認する。

- オ マンホール及びその蓋等は水槽の清掃、消毒、水洗いと共に同様に処理し、水槽の残留塩素を測定後直ぐに密閉施錠する。
  - ウ 清掃に使用した器具類を清水をもって拭き掃きまたは洗浄して片付ける。
  - カ この作業に従事する者は、その直前にホ項の消毒液で手を洗浄する。
- 7 作業の監督者はビル管理士、又は厚生労働大臣の認めた資格を有するものがあたる。
  - 8 作業にあたっては槽内の換気に充分注意を払うこと。
  - 9 作業に使用する照明、電気機器は破損、漏電等のないものを使用すること。
  - 10 記録及び報告は監督者が指定した者に管理基準に従って行わせる。
  - 11 水質検査は厚生労働大臣が指定した者に管理基準に従って行わせる。  
(一般項目検査10項目)
  - 12 残留塩素の測定は管理基準に従って行う。